

●香川県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大串志度線（135号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市志度字玉浦5400番地 先から	前	—	—	交通安全施設整備事業による仮設道の設置
さぬき市志度字塩屋1154番2 地先まで	後	7.0~14.9	42	

- 4 供用開始の期日 令和6年2月2日